

農業・畜産業を営む事業者に対し、フォークリフトの無資格運転の排除について緊急要請を行いました。

十日町労働基準監督署では、平成 29 年 11 月 9 日にフォークリフトの無資格運転を行った農業事業者を書類送検しました。

同種違反の警鐘のため、農業・畜産業を営む事業者約 70 社に対して、フォークリフトの無資格運転の排除について要請を行いました。

(要請内容は別添のとおりです。)

十日町基署発 1116 第 1 号
平成 29 月 11 月 16 日

事業主 各位

十日町労働基準監督署長

フォークリフトの無資格運転の排除について(要請)

労働行政の運営につきましては、平素より格段のご理解、ご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

フォークリフトについては、適正な資格が無い状態で運転することが禁止されているものですが、無資格者による運転が行われていることがあります。その結果、死亡災害など重大な災害に結びついたこともあります。貴事業場においてフォークリフトを運転する場合には、運転者の資格の有無を確認して下さい。その結果、無資格者が運転している場合には、早急に資格の取得をさせていただきようお願いいたします。

フォークリフトの運転には 適正な資格が必要です

法律において、最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転にはフォークリフトの資格が必要と定められています。

無資格者の運転は法人・個人共に罰せられるおそれがあることに十分注意し、無資格者がいる場合には、資格を取得させて下さい。

よくある3つの勘違い

①敷地内で使用する場合は資格がいらない

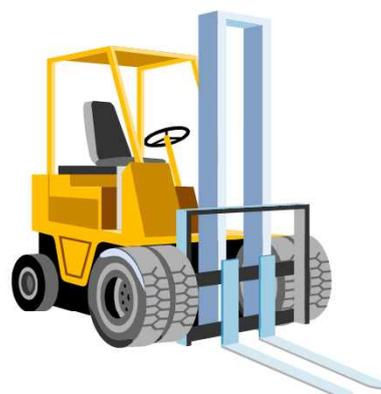
フォークリフトは敷地内で使用するものです
敷地内でも資格は必要です

②会社には資格者が1人いるから大丈夫

フォークリフトも自動車と一緒に**運転者ごとに資格が必要**です

③社長だから資格はいらない

社長であっても運転するのであれば資格は必要です



フォークリフトの資格は技能講習実施機関で取得できます

登録教習機関名	所在地	電話番号
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 新潟県支部	新潟市中央区新光町6-4 新潟県トラック総合会館4階	025-283-2488
(一社)新潟県労働基準協会連合会	新潟市中央区新光町5-1 千歳ビル2階	025-283-2201
コベルコ教習所(株)新潟教習センター	新潟市北区新崎256-1	025-259-3121
(株)水原自動車学校	阿賀野市下条20-4	0250-62-2000
キャタピラー教習所(株)新潟教習センター	新潟市西区山田2307-108	025-232-7611
(株)安全講習センター	長岡市高島町771	0258-22-2336
(株)燕中央自動車学校 新潟県特殊車講習所	燕市杉木3267番地	0256-63-4892
(株)中越自動車学校	長岡市高島町780番地	0258-22-2336

フォークリフトの災害事例

フォークリフトのパレット上で作業中に墜落



注意点について

- フォークリフトの乗車席以外の箇所（フォークリフトのツメ、昇降装置）に労働者を乗せてはいけません。
- パレットに人を乗せることは原則的に禁止されていますので、高所作業車などを使用しましょう。

フォークリフトにパレットを前が見えなくなるぐらい積み上げ、運搬中に激突



注意点について

- 前が見難い時は、後進走行し視野を広くとりましょう。
- 作業計画を作成して、作業員がフォークリフトの稼働中は作業エリアに入らないようにさせましょう。